

○大和川右岸水防事務組合議会会議規則

制 定 昭 34. 1. 14 規則 1

第 1 章 総 則

(参 集)

第 1 条 議員は、招集当日、開会時刻までに議場に参集し、応招名簿に捺印しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議 席)

第 3 条 議員の議席は、一般選挙後、最初の会議において、抽せんで行われる。

2 一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名を記載した標識を置く。

(議会の開閉)

第 4 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会 期)

第 5 条、会期は、1 日とする。

2 議長が必要と認めたとき、又は議会が議決したときは、会期を延長することができる。

3 会期を延長したときは、議長は、直ちにこれを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。

(会期中の閉会)

第 6 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議長は、議会を閉会することができる。

(会議時間)

第7条 会議の時間は、午後2時から午後5時までとする。但し、議長が必要と認めたとき又は議会の議決によりこれを変更することができる。

(開議の報知)

第8条 会議の開始は、振鈴その他の方法で、これを報知する。

(会議の開閉)

第9条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

(定足数に関する措置)

第10条 開議時刻後相当の時刻を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は時間の延長を宣することができる。

2 会議中、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由をつけ、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(議案の配布及び委員会付託)

第13条 議会に議案が提出されたときは、議長は、これを印刷し、議員及び執行機関に配布しなければならない。

2 前項の議案について議長が必要があると認めたときは、会議前にこれを常任委員会に付託することができる。

(一事不再議)

第 14 条 議会で議決された議案については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 15 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、その案を具え、法第 115 条の 2 の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第 17 条 他の事件に先立って、表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が先決の順序を決める。但し、出席議員 5 人以上から異議があるときは、討議を用いないで会議にはかって決める。

(事件又は動議の撤回、訂正)

第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章 議 事 日 程

(日程の作成及び配布)

第 19 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめこれを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。但し、やむを得ない場合は、議長がこれを報告して告知にかえることができる。

(日程の変更及び追加)

第 20 条 議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変

更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程のない会議の通知)

第 21 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の日程)

第 22 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 23 条 議事日程に記載した議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第 4 章 選 挙

(法令によらない選挙)

第 24 条 法令によらないで行う選挙については、法令により行う選挙の例に準ずる。

(選挙の方法)

第 25 条 投票による選挙については、投票による表決の例による。

(選挙に関する疑義)

第 26 条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

第 5 章 議 事

(議題の宣告)

第 27 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第 28 条 議長が必要であると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題

とすることができる。但し、出席議員 5 人以上が異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第 29 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(審議の順序)

第 30 条 会議に付する事件は、別に規定する場合を除き、議案提出者の説明、常任委員長の報告、少数意見の報告、修正案提出者の説明を聞き、議員の質疑及び討論の後表決を採るものとする。

(議事の継続)

第 31 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言、討論、動議及び質問

(発言の許可)

第 32 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、その議席で起立して行わなければならない。但し、病気その他止むを得ない場合は、着席のまま発言することができる。

(発言内容の制限)

第 33 条 一議題が終らないのに他の議題につき発言することはできない。

2 発言は、すべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

3 議長は、発言が前項の規定に違反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、これを禁止することができる。

(議長発言の制限)

第 34 条 議長は、質疑に対しては、自己の意見を述べることはできない。

(発言時間の制限)

第 35 条 議長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ質疑、討論その他の発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間制限につき、出席議員 3 人以上から異議の申出があ

ったときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(質疑の回数)

第 36 条 質疑は、同一議員が同一議題について 3 回をこえることができない。但し、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(討論の回数)

第 37 条 討論は、同一議員が同一議題につき 1 回とする。

(討論の方法)

第 38 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第 39 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。但し、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(議事進行に関する動議並びに発言)

第 40 条 議事進行に関する動議並びに発言は、議題に直接関係あるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 前項の動議並びに発言がその趣旨に反すると認めたときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

(議事進行に関する動議の処理)

第 41 条 議事進行に関する動議が提出されたときは、議長は、直ちに、会議にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

2 前項の動議が先決を要するものであるかどうかについて異議があるときは、議長は会議にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

(質疑又は討論の終結)

第 42 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各 2 人以上の発言があった後、又は甲方が 2 人以上発言して乙方

に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

(発言の継続)

第 43 条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたとき、前発言を続けることができる。

(選挙、表決時の発言制限)

第 44 条 選挙及び表決の宣言後は、何人も発言を求めることができない。但し、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 45 条 議員は、組合の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

(不適當な質問)

第 46 条 前条の質問が不適當と認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の取消)

第 47 条 議員は、その会期中に限り議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。

第 7 章 修 正

(修正の動機)

第 48 条 修正の動議は、その案を具え、3人以上の発議者が連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。但し、緊急その他やむを得ないときは、議会の同意を得て提出することができる。

2 委員会の修正動議は、委員長の同意を得て提出することができる。

(委員会の報告の修正案)

第 49 条 委員会の報告による修正案は、前条の規定にかかわらず、そのまま議題となる。

(修正動議の表決順序)

第 50 条 議員発議による修正案は、委員会報告による修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に最も遠いと認められるものから順次に表決を採る。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第8章 表 決

（表決の宣告）

第51条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

- 2 議長が表決に付する問題を宣告したときは、何人も議題について発言することができない。

（議員の表決権）

第52条 表決の際、現に議場にいない議員は、表決に加わることができない。

- 2 表決には条件をつけることができない。
- 3 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（起立による表決）

第53条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議員が宣告に対して異議を申立て、3人以上の賛成者があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。

（投票による表決）

第54条 議長が必要と認めたとき又は議員3人以上の要求があったときは、投票で表決を採る。

- 2 投票は、無記名投票とする。但し、議会の議決により記名投票をすることができる。

（投票の方式）

第55条 投票による表決を行う場合においては、問題を可とする議員は、「賛成」、問題を否とする議員は、「反対」の旨を投票用紙に記載しな

なければならない。

- 2 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は氏名点呼に応じて投票しなければならない。

(投票時間の制限)

第 56 条 議長は、必要があると認めるときは、投票の時間を制限することができる。

- 2 前項の場合において、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなす。

(議場の出入口閉鎖)

第 57 条 投票を行うときは、議場の出入口を閉鎖する。

(簡易表決)

第 58 条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。但し、議長の宣告に対し、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

第 9 章 委 員 会

(議長への通知)

第 59 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員会の定足数)

第 60 条 委員会は、その委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

(委員会の表決)

第 61 条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わる権利を有しない。

(会議中の委員会の禁止)

第 62 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。但し、議会の

承認を得たときはこの限りでない。

(委員の発言)

第 63 条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

(委員外議員の発言)

第 64 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、適宜許可することができる。

3 議長は、法第 105 条の規定により委員会に出席し、自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

(委員の議案修正)

第 65 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(委員会の審査報告)

第 66 条 委員会の審査が終ったときは、委員長は、報告書を議長に提出し、審査の経過及び結果を組合議会の会議に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を他の委員に委託することができる。

(少数意見報告)

第 67 条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長報告に次いで少数意見者がこれを組合議会の会議に報告することができる。

(委員会記録)

第 68 条 委員会は、委員会記録を作り、出席委員の氏名、会議の要領を記載する。

2 委員会記録には、委員長及びその日の委員会において委員長の指名した委員 1 名が署名しなければならない。

(準用規定)

第 69 条 委員会の議事に関しては、この章並びに他に別段の定があるもの

を除くほか、組合議会の会議の場合に準ずるものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第70条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第71条 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

2 秘密会の議事の記録は、これを公表しない。

(委員会への準用)

第72条 前2条の規定は、委員会の秘密会に準用する。

第11章 請願及び陳情

(請願書)

第73条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、紹介議員の氏名、請願人の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記し、各自署名又は記名捺印することを要する。

(請願の委員会付託)

第74条 請願書が提出されたときは、議長は、これを常任委員会に付託し、その審査を経た後、議会の会議に付さなければならない。

(採択した請願の処理)

第75条 議会が採択した請願で、執行機関において措置することが適当と認めて交付を受けた執行機関は、その処理の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

(陳情書の処理)

第76条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第12章 辞職及び資格の決定

(正副議長の辞職)

第77条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しよう

とするとき、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて、会議にはかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、これを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。

(議員の辞職)

第 78 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

第 13 章 紀 律

(品位の尊重)

第 79 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第 80 条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離 席)

第 81 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第 82 条 すべて紀律に関する問題は、議長が定める。但し、議長が必要と認めるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

第 14 章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第 83 条 懲罰の動議は、文書をもって 3 人以上所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。但し、緊急の場合は、単独で、口頭をもって述べることができる。

2 法第 133 条による処分を求めようとする議員は、その理由を付し、議長に申出なければならない。

3 前 2 項の動議及び処分要求は、当日中に提出又は陳述しなければならない。但し、秘密保持の違反に係るものについては、この限りでない。

(議長職権による発議)

第 84 条 議長は法第 137 条の規定に基く懲罰事犯があると認めるときは、前条の例による。

(事犯者の弁明)

第 85 条 議員は、自己の懲罰の事犯の会議中は、列席することができない。但し、議会の許可を得て自ら弁明することができる。

(懲罰の宣告)

第 86 条 議会において、事犯者に対し、懲罰を科する議決があったときは、議長は、公開の議場においてその懲罰方法を宣告する。

(執行機関及説明員)

第 87 条 管理者及び説明員は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

(説明員名の報告)

第 88 条 執行機関の代表者は、あらかじめ説明員の氏名を議長に報告しなければならない。

2 説明員に異動を生じたときは、直ちに議長に報告しなければならない。

第 15 章 会 議 録

(会議録記載事項)

第 89 条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 出席及び欠席議員の氏名
- (2) 説明のために出席した者の職氏名
- (3) 開会、開議、休憩、延会、中止、閉議、散会、閉会等に関する事項
- (4) 議案、議事日程及び諸般の報告
- (5) 議事の経過
- (6) 選挙の経過
- (7) その他議会又は議長において必要と認めた事項

2 前項第 4 号から第 7 号までの記録は、その要領を記載するものとする。

(会議録の配布)

第 90 条 会議録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 91 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び「発言の取消」の規定により取消した発言は、掲載しない。

(会議録署名者)

第 92 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

第 16 章 補 則

(会議規則に疑義に対する措置)

第 93 条 この規則に疑義は、議長が決める。但し、異議があるときは、会議にはかかって決める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。